

保護者の皆様

相模原市こども・若者未来局 保育課長

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

日頃より、本市の教育・保育行政についてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、3月13日からマスク着用の取扱が変更されるとともに、5月8日からは、感染症法上の位置づけが現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ移行する等、国から対応方針の変更が示されているところでございます。

こうした状況を踏まえ、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に関する対応について、次のとおりお知らせいたします。

なお、今後対応を変更する場合には、別途お知らせさせていただきます。

1 マスクの着用について

(1) お子様について

お子様については、マスクの着用を求めません。

体調等を考慮し、マスクの着用を希望される場合は、その旨を保育所等にお知らせください。

なお、国からは、2歳未満のお子様については、窒息や熱中症のリスクを考慮し、着用が推奨されていないことについて、ご注意ください。

(2) 保護者について

着用は、個人の判断となります。ただし、保育所等から、卒園式等の行事や感染対策上等の理由により着用をお願いをさせていただく場合がありますのでご承知おきください。

2 体調不良時の対応について

(1) お子様について

毎朝の検温や風邪症状の確認等、健康観察にご留意いただくとともに、**発熱*や呼吸器症状が認められる場合については、登園を控えてください。**また、登園を再開する時期につきましては、解熱や呼吸器症状の改善等、お子様の健康状態について、保育所等にご連絡いただき、ご確認ください。

※ 登園を控えることが望ましい場合

「保育所等における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」より抜粋

■ 24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や又は、解熱剤を使用している場合

■ 朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合

裏面に続く

(2) 同居のご家族について

同居のご家族（保護者・兄弟・姉妹等）に発熱等の体調不良が認められる場合であっても、保護者様がお子様の体調をご確認いただいた上、お子様本人に体調不良が認められない場合は、通常通り登園いただいて差支えございません。

ただし、ご家族が新型コロナウイルスへの感染が確認され、お子様が濃厚接触者となった場合は、一定期間（感染者と最後に接触した日の翌日から5日間）、登園を控えていただきますようお願いいたします。

なお、保護者様の判断により、自主的に登園を控える場合は、その旨を保育所等にご連絡ください。

3 行事等について

感染拡大防止の措置や実施の工夫をした上で、実施することを基本としますが、お子様や職員の感染状況等により、延期や実施の制限等させていただく場合があります。

以 上

相模原市こども・若者未来局保育課
教育・保育支援班
電話 042-769-8340